○法務省告示第四十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月十日

法務大臣　小川　敏夫

第二号イの表に次のように加える。

エヌデーシー株式会社	千葉県習志野市実籾二丁目三十九番一号	金属プレス加工、めっき
株式会社東北シモン	東京都文京区本郷三丁目二十番一号	プラスチック成形
日本輸送機株式会社	京都府長岡京市東神足二丁目一番一号	生産管理、輸送用機械器具製造
中嶋産業株式会社	大阪府大阪市西区境川二丁目二番五十三号	生産工程管理

○法務省告示第四十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月十日

法務大臣　小川　敏夫

第二号の表環菱工業株式会社の項中「環菱工業株式会社」を「スマートファクトリー余合株式会社」に改める。

○農林水産省告示第三百四十四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第五十八の規定に基づき、タイから発送されるトーンディー種のポメロの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十四年二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　植物及び地域

トーンディー種のポメロの生果実（以下「生果実」という。）であって、タイで生産されたものであること。

二　輸送方法

船積貨物、航空貨物又は航空携行手荷物（旅客又は乗務員の携帯品であって、当該旅客又は乗務員と同一の航空機で運ばれるものをいう。以下同じ。）として輸入されたものであること。

三　生産地における消毒

蒸熱処理施設において、相対湿度五十パーセントから八十パーセントまでの蒸気を使用して、生果実の中心部の温度を摂氏四十三度まで上げ、その後、飽和蒸気を使用して、生果実の中心部の温度を摂氏四十六度とし、その温度以上で三十分間消毒すること。

四　生産地における検査及び証明

㈠　タイ植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているタイ植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

㈡　㈠の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア　ミカンコミバエ種群に侵されていないものであること。

イ　三の消毒が行われたものであること。

五　植物防疫官による確認

三の消毒及び四の㈠の検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

六　こん包及びこん包場所

㈠　消毒された生果実は、ミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されていること。

㈡　㈠のこん包は、ミカンコミバエ種群の侵入するおそれがないと認められる場所で行われていること。

㈢　各こん包又は束ねたこん包には、タイ植物防疫機関による封印がなされていること。

七　航空携行手荷物の保管場所

生果実が航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、当該生果実がタイ植物防疫機関により指定された場所において保管されていたものであること。

八　航空携行手荷物の輸入

生果実が航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、四の㈠の植物検疫証明書又はその写しが当該生果実が輸入される場所に所在する植物防疫所（支所及び出張所を含む。）へあらかじめ送付されており、かつ、当該植物検疫証明書の内容の一部を記載した植物検疫証票が当該生果実のこん包の表面に添付されているものであること。

九　表示

三の消毒及び四の㈠の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県那賀郡那賀町白石字ノラヤブ四七、海川字旭七六から七八まで、出羽字麻尻山一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の二、字卯拓地二の二、二の二、三から五まで、一一の二、二一の二、三、一二、一三の一、一三の二、一四、字大谷一一から一五まで、一六の一、一六の二、一八から二〇まで、二一の一、二一の二、二四、字四軒木屋三の一、字出合二の一（次の図に示す部分に限る。）、木頭名字中滝五の六、当山字滝下ノ口三三、三五の一、三五の三、坂州字寒谷二二五の三、四〇八の二、四一八の一、四一九の一、四二〇、四二一、四二二の一、四二二の二、四二三の二、沢谷字亀井谷三〇・三四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五、三六、三八の二、字中沢谷六一の一、六一の三、六三の三、六三の五、六三の六、六四の一、六四の二、六五、字下杉生二、高野字東畑三九、字かじざこ二、九、川成字藤ケ内六の一六・六の五二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、掛盤字府殿回り四七の一、四八の九、字五倍木回り三の三、岩倉字しもあれ二〇の四（次の図に示す部分に限る。）、二五の一、二五の四、二五の八、二五の一〇・二五の一六・二六の二・二八の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二八の八、二九の三・三〇の一・三〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字イシカ谷五、一五、二八、二九、三二の三、三二の二四、三二の二七、三二の二八・三二の三七から三二の四〇まで・三三・三五の三・三五の四・三五の四二・三八の二・四〇の三（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ノラヤブ四七・字旭七六・七七・字麻尻山一の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一の二、字卯拓地二の二、三から五まで、一一の二、一一の三、一二、一三の一、一三の二、一四、字四軒木屋三の一、字出合二の一、字中滝五の六、字滝下ノ口三三、三五の一、三五の三、字寒谷四一八の一・四一九の一・四二〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、四二二の一、四二二の二（次の図に示す部分に限る。）、四二三の二、字亀井谷三〇、三四の二、三五・三六・三八の二・字下杉生二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字東畑三九、字かじざこ二、九、字藤ケ内六の一六（次の図に示す部分に限る。）、六の五二、字府殿回り四七の一・四八の一・字五倍木回り三の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字しもあれ二〇の四、二五の一・二五の四・二五の八・二五の一〇・二五の一六・二六の二・二八の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二八の八、二九の三・三〇の一・三〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字イシカ谷五、一五、二八、二九、三二の三、三二の二四、三二の二七、三二の二八・三二の三七から三二の四〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三三、三五の三、三五の四、三五の四〇、三五の四二、三八の二、四〇の三（次の図に示す部分に限る。）